

安芸太田町「あなたく」廃止をうけての代替交通について

1. あなたく塩明線減便・廃止時期について

- 令和5年10月～
週3日運行（火・木・金）
- 令和6年4月～
あなたく廃止

2. あなたく塩明線現行ダイヤについて

- 運行時刻表及び運賃

塩明線(加計交通)※月曜日～金曜日運行							
	鞆木発	塩明・酒森	川登	田の原	ショッピング	加計中央	安芸太田病院
往路		7:50	7:55	8:00	8:03	8:05	
	9:20	9:30	9:35	9:40	9:43	9:45	9:55
	12:00	12:10	12:15	12:20	12:23	12:25	
	14:40	14:50	14:55	15:00	15:03	15:05	
	16:50	17:00	17:05	17:10	17:13	17:15	
復路	安芸太田病院	加計中央	ショッピング	田の原	川登	塩明・酒森	鞆木
		8:50	8:52	8:55	9:00	9:05	9:15
	11:20	11:30	11:32	11:35	11:40	11:45	11:55
		14:10	14:12	14:15	14:20	14:25	14:35
		16:20	16:22	16:25	16:30	16:35	16:45
	18:10	18:12	18:15	18:20	18:25	18:35	

運賃
区域内
200円

区域外
500円

3. R6年度以降の代替交通について

- 運行事業者

有限会社豊平交通

- 運行開始予定日

R6年4月1日～

- 運行方法

ホープタクシー豊平地域において、安芸太田町の一部を運行区域として拡大する。

現行のホープタクシー（MaaS型）とは運用ルールを分け、豊平交通に直接予約のうえ利用することとする。また、運行にあたり乗車定員11人未満の事業用自動車の車両数を1台増便する。

- 区域図及び運行図 別紙1のとおり

- 運行目安時刻 別紙2のとおり

- 運賃 別途「(有)豊平交通運行の運賃協議に関する分科会」にて協議

ホープタクシー豊平地区 (有)豊平交通 運行図 (新設)



ホープタクシー豊平地域運行目安表

※予約がない場合は運行しません。

【新設】 R6.4.1～

路線	運行目安時刻									
	鶉木	塩明・酒森	ショッピング ゲ	加計中央	安芸太田 病院					
共盛安芸太田線	1便	9:20	→	9:30	→	9:43	→	9:45	→	9:55
										↓
	2便	10:35	←	10:25	←	10:12	←	10:10	←	10:00
		10:40	→	10:50	→	11:03	→	11:05	→	11:15
	3便									↓
		11:55	←	11:45	←	11:32	←	11:30	←	11:20
		12:00	→	12:10	→	12:23	→	12:25	→	12:35
										↓
		13:15	←	13:05	←	12:52	←	12:50	←	12:40
	月曜日・水曜日・土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3)運休									

1. 旅客運賃の額と計算方法

- ア 運賃は区域均一運賃とし、500円とする。
ただし、乗継の場合は1回均一200円とする。
- イ 小児運賃は大人運賃の半額とする。ただし、1歳未満及び1歳以上6歳未満で保護者同伴の場合は、保護者1人につき小児1人を無料とし、2人目から小児運賃とする。
- ウ 定期旅客運賃を計算するうえで、円単位の運賃が生じる場合は、10円単位に四捨五入する。
大人運賃・・・中学生以上の者
小児運賃・・・小学生以下の者

2. 運賃の算出基礎

収支予算書

支 出(千円)		収 入(千円)	
車両代・消耗品費	2,000	補助金(町より)	10,400
人件費	5,350		
管理費	3,840		
事業外費用	710		
合 計	11,900	合 計	10,400

運行日数:300日(日曜・祝日を除く)

運行時間:8:10~18:30までの10時間

収支差額=▲1,500千円

1日あたり収支差額=▲1,500千円÷300日=5千円

1日あたりの乗車予想人員=10人

※運賃の算出:▲5,000円÷10人=500円

3. 運賃の適用方法

(1)この運賃は、当社運行ホープタクシー豊平運行路線に適用する。

(2)大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

- 大人運賃・・・中学生以上の者
小児運賃・・・小学生以下の者

(3)旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

- ①片道旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
②旅客が途中下車したときは、原則として前途区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

- ①定期旅客運賃は、旅客が不定停留所間を不定回数乗車する場合に適用する。
②定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。
③定期旅客運賃の算出方法は以下のとおりとする。

通学及び通勤

- ◎1ヶ月定期旅客運賃
基準運賃額×50×(1-0.4)
◎3ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×3
◎6ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×6
◎12ヶ月定期旅客運賃
1ヶ月定期旅客運賃×12

ウ 回数旅客運賃

- ①回数旅客運賃は、旅客が不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
②回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途区間の乗車を認めない。
③回数乗車券の種類は次のとおりとする。

種 類	券種	枚数	運賃額	割引率	備考
普通回数旅客運賃表	500	11	5,000	9.1%	
	300	11	3,000		
	250	11	2,500		

(4)旅客運賃の割引の適用は、次のとおりとする。

対 象 者	運 賃
身体障害者手帳所有者	300
療育手帳所有者	300
精神障害者保健福祉手帳所有者	300
児童福祉法の適用を受ける者	300
上記の介護人、付添人	300

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

該当なし